

臨時福祉給付金のお知らせ

現在安平町では、臨時福祉給付金（経済対策分）の申請受付を行っています。

申請受付は、5月31日までとなっておりますのでご注意ください。

臨時福祉給付金とは

平成26年4月に実施した、消費税率の引き上げに伴う、所得の少ない人への影響の緩和を支援するために支給されるものです。

給付対象者 次の要件を全て満たす方が対象となります。

- ①平成28年1月1日時点で安平町に住民登録がある。
- ②平成28年度町民税（均等割）が課税されていない方。
（課税されている方の扶養親族等となっている場合や生活保護制度の被保護者の方は対象外となります。）

給付額 給付対象者1人につき15,000円（支給は1回のみ）

申請手続き 安平町では、3月1日から5月31日までの期間で申請受付をしています。

支給時期 申請受付日からおよそ1か月以内での支給を予定しています。

安平町では3月1日に臨時福祉給付金に該当すると思われる方に申請書を郵送しておりますが、申請書が届いていない方や該当するかどうか確認したい方は、役場健康福祉課へお問い合わせください。

【ご注意】

申請時期や支給時期は、各市町村によって異なります。

この給付金に関して、給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報詐欺」にご注意ください。

●安平町や厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動預払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。

●安平町や厚生労働省などが住民の皆さんの世帯構成や生年月日等の個人情報に照会することは、絶対にありません。

給付金に関するお知らせは、今後も広報等でお知らせします。

給付金に関する問合せ

健康福祉課福祉・住民サービスグループ ☎ 252411